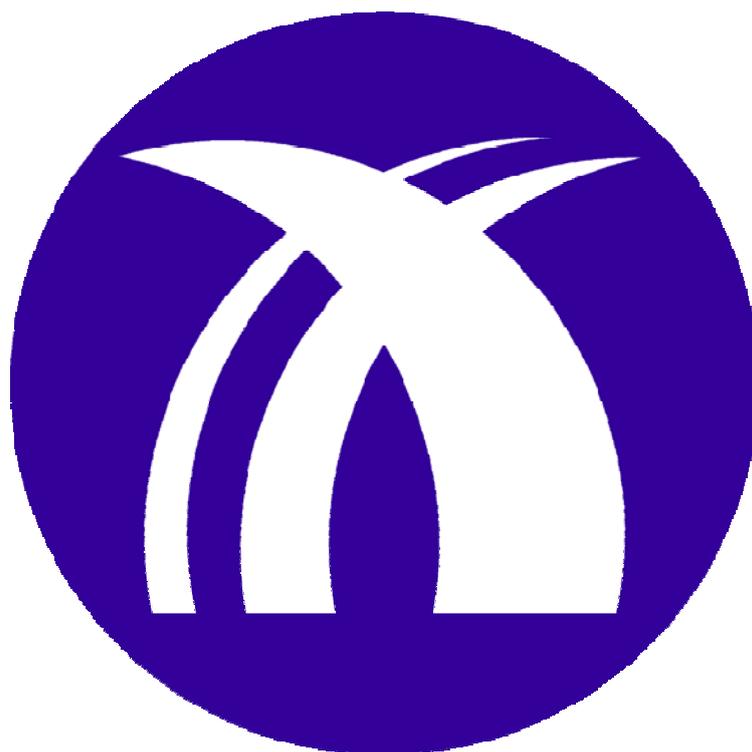


木曾広域連合

広域計画書(第6次)

計画期間:令和5年度~令和9年度



～ ご あ い さ つ ～

木曾広域連合

第6次広域計画策定にあたり

広域連合は、地方自治法の定めるところにより、広域連合や関係自治体が事務処理を円滑に進めていく上での指針となる「広域計画」を策定することとされています。

当広域連合では、平成11年4月の発足以来5年ごと広域計画を策定・改定し、各種の施策を行ってきましたが、現在の第5次計画期間が終了することから、この度、令和5年度から令和9年度までの指針となる『第6次広域計画』を策定いたしました。

本計画では、構成団体である木曾郡6町村の基本構想等との調和を保ちつつ、『第4次木曾地域振興構想』の基本理念である「自然・人・地域がつながるふるさとづくり」の実現に向け、当広域連合が行う事務の施策について見直しを行ったほか、「持続可能な開発目標（SDGs）」と各施策との関連性について、わかりやすく示しました。

策定にあたっては、行政関係者のほか各界・各層の委員で構成された「木曾広域連合広域計画策定委員会」を設置し地域住民の意見を反映するとともに、当広域連合議会でもご協議いただき、木曾圏域の振興発展と広域行政の円滑な推進が図られるよう、実効性の高い計画を目指したものであります。

前計画期間中の令和2年初頭より新型コロナウイルス感染症が拡大し、社会・経済活動が大きく制限されることとなりました。今後感染拡大の収束を願うとともに、本計画に基づき様々な事業を展開してまいります。構成団体との連携を深め、より効率的で効果的な運営を進めるため、引き続き住民の皆様をはじめ、関係各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

木曾広域連合長 原 久仁男

目次

| 項目 | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 1 木曾地域の広域行政の推進に関する事 | 1 |
| 2 広域的な課題の調査研究に関する事 | 3 |
| ア 環境づくりの推進に関する事 | |
| 2 広域的な課題の調査研究に関する事 | 4 |
| イ 福祉及び保健医療の推進に関する事 | |
| 2 広域的な課題の調査研究に関する事 | 6 |
| ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関する事 | |
| 3 景観基本構想の推進に関する事 | 7 |
| 4 公共サインの設置及び管理に関する事 | 8 |
| 5 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事 | 9 |
| 6 行政不服審査会の設置及び運営に関する事 | 10 |
| 7 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事 | 11 |
| 8 養護老人ホーム（木曾寮）の設置及び管理運営に関する事 | 12 |
| 9 介護保険に関する事 | 13 |
| 10 成年後見制度の中核機関に関する事 | 15 |
| 11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事 | 16 |
| 12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事 | 17 |
| 13 休日及び夜間の一次救急医療に関する事 | 18 |
| 14 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事 | 19 |
| 15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事 | 20 |
| 16 循環型地域づくりの推進に関する事 | 21 |
| 17 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事 | 23 |
| 18 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関する事 | 24 |
| 19 広域的な観光振興に関する事 | 25 |
| 20 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事 | 27 |
| 21 広域的な移住定住促進に関する事 | 29 |
| 22 消防に関する事 | 30 |
| 23 奨学資金の貸付に関する事 | 33 |
| 24 木曾文化公園の設置及び管理運営に関する事 | 34 |
| 25 埋蔵文化財の委託調査に関する事 | 35 |
| 26 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事 | 36 |
| 27 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事 | 38 |
| 28 森林経営管理制度の推進に関する事 | 41 |
| 29 スポーツ振興基金に関する事 | 42 |
| 30 公共土木事業に関する事 | 43 |
| 31 広域計画の期間及び改定に関する事 | 44 |
| 木曾広域連合第6次広域計画とSDGsとの関連性 | 45 |
| 【付属資料1】第6次広域計画策定委委員名簿 | 54 |
| 【付属資料2】広域計画策定委員会設置要綱 | 55 |
| 【付属資料3】広域連合計画策定体制 | 56 |